

高齢者虐待を防止しよう！



「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)が平成18年4月から施行されています。

1. 高齢者虐待とは

高齢者虐待とは、高齢者の身体に傷を負わせたり、基本的な人権の侵害や尊厳を奪うことをいいます。

2. こんなことが虐待になります

高齢者虐待防止法では高齢者（65歳以上の人）の虐待とは、家族などの介護者又は施設職員などによる次のような行為と定義しています。

身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> たたく、つねる、殴る、蹴る ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に服用させる など
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> 子供扱いする、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、意図的に無視する など
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> 排泄の失敗などに対して懲罰的に下半身裸にして放置する キス、性器への接触、セックスを強要する など
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> 日常的に必要な金銭を渡さない、使わせない 本人の自宅などを無断で売却する 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する など
介護・世話の放棄	<ul style="list-style-type: none"> 入浴や排泄などの世話をしない 食事・水分を十分に与えない 必要な医療・福祉サービスを利用させない 劣悪な住環境で生活させる など



3. 高齢者の虐待に気付いたら

虐待に気付いた方は地域包括支援センターに相談してください。生命や身体に重大な危険がある場合、通報は義務とされています。また、虐待を受けている高齢者本人も届出ができます。

通報後、地域包括支援センター職員が立ち入り調査などを行い、必要な場合は高齢者を保護します。

虐待を早期に発見し、第三者が介入することで事態の深刻化を防ぐことができます。虐待に気付いたときはひとりで抱え込んだり、悩んだりせず相談しましょう。

高齢者虐待についてのご相談および通報はこちらへ！！

ほけん福祉課（すこやかセンター伊野内）地域包括支援センター ☎ 893-0231

◆DV被害者のための電話相談のご案内◆ DVは、配偶者や恋人に対する体や心への暴力のことです。

相談先	高知県女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	こうち男女共同参画センター 「ソーレ」	警 察
対象者	女性、DV被害者である男性	女性、男性	暴力被害者
電話番号	☎ 833-0783	女性向け ☎ 873-9555 男性向け ☎ 873-9100	お近くの警察署又は県警本部 生活安全企画課 (#9110又は☎823-9110)
相談時間など	平日 9:00~22:00 土・日・祝日 9:00~20:00 (年末年始は休み)	女性向け 9:00~17:00 男性向け(予約制) 第1、3火曜日 18:00~20:00 (第2水曜日、祝日、年末年始は休み)	夜間・休日は、当直員対応 緊急の場合は、110番へ